

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域における地球温暖化防止活動促進事業) 交付規程

令和7年4月8日 地温全第25040801号
一般社団法人地球温暖化防止全国ネット制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)交付要綱(平成26年4月1日付け環地温発第14040122号。以下「交付要綱」という。)及び地球温暖化防止活動促進事業実施要領(平成26年4月1日付け環地温発第14040123号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人地球温暖化防止全国ネット(以下「全国ネット」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 全国ネットは、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において全国ネットが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
- 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 4 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第

4 欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を全国ネットに提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を全国ネットに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 全国ネットは、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 全国ネットは、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を全国ネットに提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

- ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
- イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を全国ネットに提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を全国ネットに提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、全国ネットの要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を全国ネットに提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく全国ネットに報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、全国ネットの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 全国ネットは、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに全国ネットに報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 全国ネットは、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって全国ネットに交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 全国ネットは、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は全国ネットは、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を全国ネットに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 全国ネットは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 全国ネットは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、全国ネットが必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算（概算）払請求書を全国ネットに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 全国ネットは、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過し

た期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく全国ネットの指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別添暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 全国ネットは、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 全国ネットは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（電磁的方法による申請）

- 第15条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて全国ネットが定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。
- 2 全国ネットは、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 全国ネット、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行いうことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて全国ネットが定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は全国ネットが定める方法で手続きを行うことができる。

（秘密の保持）

- 第16条 全国ネットは、申請者及び補助事業者がこの規程に従って全国ネットに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第17条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなけ

ればならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、全国ネットが別に定める。

附 則

この規程は、令和7年4月8日から施行する。

別表第 1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
地域における地球温暖化防止活動促進事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、雑役務費、使用料及び賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費で全国ネットが承認した経費	全国ネットが必要と認めた額	10分の5

別表第2

費目	細分	内 容
人件費	人件費	事業に直接従事した者の人件費をいい、内訳表で計上した人日数の根拠として、出勤簿、業務時間管理簿を必ず備えておくこと。
業務費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	諸謝金	事業を行うために必要な会議等に参加した外部専門家に対する謝金をいう。
	旅費	事業を行うために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	印刷製本費	事業を行うために必要な資料等の印刷に係る経費をいう。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	手数料	事業を行うために必要な支払いを銀行振込等で行う場合に発生する手数料をいう。
	雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
	使用料及び賃借料	事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や測定機器のレンタル費用（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙 1（第 3 条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- （１）地域地球温暖化防止活動推進センター（以下、「デコ活ローカル」という。）が実施する、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の第 38 条に規定された役割であり、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を行う事業であること。
- （２）指定自治体と連携し、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に即した普及啓発にとどまらない市民・消費者の行動変容を促す取組であること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、デコ活ローカルとする。

3 波及効果の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び全国ネットの求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第11 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第12 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付申請書

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

円

（うち消費税及び地方消費税相当額

円）

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先

- 注1 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。
- 2 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

地域における地球温暖化防止活動促進事業実施計画書

事業名										
事業実施の団体名										
地域センター名										
事業実施の担当者	事業実施の代表者									
	氏名	事業者名・役職名						所在地		
								郵便番号		
	電話番号			E-mailアドレス						
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）									
	氏名	事業者名・部署名・役職名						備 考		
		事業者名								
		部署名								
		役職名								
	電話番号			E-mailアドレス						
<事業の目的>										
<事業の内容>										
事業1	事業名									
テーマ		①住[外]	②住[内]	③衣	④買・食	⑤職	⑥移	⑦基盤	⑧事業者	
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
実施期間 (備考)		～								
事業の概要										
指定自治体等との連携	指定自治体の取組と繋がり	※指定自治体の取組との繋がりを具体的に記入する。								
	指定自治体の関連部署名	※指定自治体の関連部署名を記入する。								
効果的な実施のための工夫	主な訴求対象									
	事業実施時期の設定根拠									
	具体的な訴求方法 その他の工夫									
行動変容数(目標)		人数	計							
		社数	計							
		算出根拠	※算出根拠を明記する。							
		算出方法 (計算式)								
エネルギー起源CO2排出削減量 (目標)		CO2排出削減量	(t-CO2)							
		算出根拠	※算出根拠を明記する。							
		算出方法 (計算式)								

<事業の効果>	
【事業全体における効果の目標】	
A) エネルギー起源CO2排出削減量：	
エネルギー起源CO2排出削減量	(t-CO2)
B) 行動変容数：	
人数	(人)
社数	(社)
<事業の実施体制>	
補助事業の実施体制を記入する。 実施主担当者： 実施副担当者： 経理担当者：	
<事業実施に関連する事項>	
【他の補助金との関係】 他の国の補助金等への応募状況等を記入する。	
【指定自治体事業からの予定業務】 本年度指定自治体から受託あるいは交付決定を受けた又は予定している事業の概要と金額について記入する。	
<事業実施スケジュール>	
事業の実施スケジュールを記入する。また、補助期間以降の社会自走スケジュールがある場合は合わせて記入する。	

※付のコメントは記入時に削除して提出する。

別紙2

地域における地球温暖化防止活動促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 × 補助率 (千円未満切捨)
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金 額	積 算 内 訳	
合 計		円		

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）を下記のとおり変更したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載する。

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（ 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット 理事長

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額 金	円	補助金の額 金	円
---------	---	---------	---
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（ 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット 理事長

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付要綱（平成26年4月1日付け環地温発第14040122号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）実施要領（平成26年4月1日付け環地温発第14040123号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

- 2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の遅延について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の遂行状況について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

注1 別紙として積算の内容を添付すること。

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

別紙1 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙2 経費所要額精算調書のとおり

4 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付資料

（1） その他参考資料（領収書等含む。）

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1） 責任者の所属部署・職名・氏名
- （2） 担当者の所属部署・職名・氏名
- （3） 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

事業名											
事業実施の団体名											
地域センター名											
事業実施の担当者	事業実施の代表者										
	氏名	事業者名・役職名						所在地			
	電話番号		E-mailアドレス				郵便番号				
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）										
	氏名	事業者名・役職名						備 考			
		事業者名									
		部署名									
		役職名									
	電話番号		E-mailアドレス								
	<事業の目的>										
<実施した事業の概要>											
事業1	事業名										
テーマ	①住[外]	②住[内]	③衣	④買・食	⑤職	⑥移	⑦基盤	⑧事業者			
	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
実施期間 (備考)	～										
事業の概要											
指定自治体等との連携	指定自治体の取組と繋がり	※指定自治体の取組との繋がりを具体的に記入する。									
	指定自治体の関連部署名	※指定自治体の関連部署名を記入する。									
実施結果											
主な訴求対象	計画										
	結果										
行動変容数	目標	人数	計								
		社数	計								
	算出方法 (計算式)										
	実績 (想定)	人数	計								
		社数	計								
算出根拠		※算出根拠を明記する。									
算出方法 (計算式)											
エネルギー起源CO2排出削減量	目標	(t-CO2)									
	算出方法 (計算式)										
	実績 (想定)	(t-CO2)									
	算出根拠		※算出根拠を明記する。								
	算出方法 (計算式)										

<事業の効果>	
【事業全体における効果と目標】	
A) エネルギー起源CO2排出削減量：	
目標	(t-CO2)
実績値（効果）	(t-CO2)
B) 行動変容数：	
目標	(人)
	(社)
実績値（効果）	(人)
	(社)
<事業の実施体制>、<事業実施に関連する事項>	
※交付申請書の<事業の実施体制>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入する。	
<事業実施スケジュール>	
※事業の実施スケジュール（実績）を記入する。また、補助期間以降の社会自走スケジュールがある場合は合わせて記入する。	

- 注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。
- 注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域における地球温暖化防止活動促進事業に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して 少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して 少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額 × 補助率 (千円未満切捨)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
合 計	円	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第11（第12条関係）

第 号

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程（年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 ○ ○ ○ ○

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

番 号
年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）の精算払（概算払）を受けたいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における地球温暖化防止活動促進事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受領済額 ⑤	差 引 請 求 額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交 付 決 定 額	確 定 額 ①	概算払受領済額 ②	差 引 請 求 額 ①－②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1） 責任者の所属部署・職名・氏名
- （2） 担当者の所属部署・職名・氏名
- （3） 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）